

# 「2025 大阪・関西万博への学校単位での無料招待事務局運営業務」 公募型プロポーザル募集要項

## 1 プロポーザルの目的

1970 年の大阪万博以来、約半世紀ぶりの関西での開催となる大阪・関西万博は、次世代を担う子どもたちにとって絶好の学びの場となる。各パビリオンが提供する「いのち」を考える体験プログラムに参加することや、SDGs 達成に向けた先進的な取組等に触れることで、これからの未来を担う子どもたちの今後の行動変容につなげるため、2025 大阪・関西万博への学校単位での無料招待事務局運営業務を行う事業者を募集する。

## 2 募集概要

### (1) 業務名

2025 大阪・関西万博への学校単位での無料招待事務局運営業務

### (2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

### (3) 委託期間

契約締結日から令和 7 年 12 月 26 日（金）まで

### (4) 委託上限額

99,921 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

[年度別上限額]

令和 6 年度 60,935 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 7 年度 38,986 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

### (5) スケジュール

令和 6 年 4 月 15 日（月）	参加募集及び質問受付開始
4 月 22 日（月）	質問受付終了
4 月 24 日（水）	質問回答
4 月 30 日（火）	企画提案書の提出期限
5 月上旬	審査委員会（プレゼンテーション審査）
5 月上旬	審査結果通知【予定】
5 月中旬	契約締結、事業開始

※プレゼンテーション審査日程等については、後日通知する。

## 3 応募資格

本案件への応募者は、次に掲げる各号の全てに該当するものとする。

- (1) 宗教又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制の下にある団体等でないこと。
- (2) 兵庫県の入札参加資格制限の基準（地方自治法施行令第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に基づく）による資格制限を受けていない団体等であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者。

- (4) 民事再生法（平成 11 年法第 225 号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画許可決定がなされていない者。
- (5) 事業の実施にあたり、兵庫県万博推進課との打ち合わせなどに適切に対応できること。
- (6) 業務内容について守秘義務を遵守できること。
- (7) 複数の者がグループを構成して申請する場合は、次の事項に注意すること。
  - ア 代表者を選出し、応募等委託者とのやり取りについては代表者が行うこと。
  - イ 申請書の記名押印等については、全ての構成者が行うこと。
  - ウ 申請については、1 者につき 1 提案に限る。また、グループの構成者は他のグループの構成者となり又は単独で申請を行うことはできない。  
なお、代表者及びその構成者は上記の（1）～（6）のすべてを満たすこととする。

#### 4 プロポーザルに係る手続き等

- (1) 本要項及び仕様書、提出書類の交付  
兵庫県のホームページからダウンロードすること。郵送による配付は行わない。
- (2) 企画提案説明会  
企画提案説明会は実施しない。
- (3) 質疑応答
  - ア 提出方法  
質問は質問書（様式第 4 号）により、電子メールで送信するものに限る。件名を「2025 大阪・関西万博への学校単位での無料招待事務局運営業務に関する質問」とし、必ず電話で受信確認すること。  
なお、電話による質疑は一切受け付けない。
  - イ 提出期限  
令和 6 年 4 月 22 日(月)午後 5 時 00 分（必着）
  - ウ 提出先  
本文書末記の提出先に提出すること。
  - エ 回答方法  
質問に対する回答は、令和 6 年 4 月 24 日(水)までに、質問書に記載された連絡先に電子メールで通知する。  
また、質問及び回答の概要は、兵庫県ホームページにて公開する。
  - オ その他  
質問受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答しない。また、評価基準の配点については質問の対象外とする。
- (4) 提案書の提出
  - ア 提出書類  
以下の①～⑤を提出すること。
    - ① 企画提案書（様式第 1-1、1-2 号）  
記載項目を満たしていれば、任意様式でも可とする。ただし A4 版 20 ページ以内とする。
    - ② 見積書（様式は任意。人員体制を明記すること（押印不要））  
※適正価格で見積もられているか確認できるよう、システムの開発工数や機器・ライセンス費

用にかかる内訳が分かるようにすること。

- ③ 会社概要及び業務実施体制調書（様式第2-1、2-2号）
- ④ 暴力団の排除に関する誓約書（様式第3号）
- ⑤ 納税証明書※（ただし、入札参加資格のある事業者が入札参加資格者名簿登載時に提出済である場合はこの限りでない）
  - ※ 兵庫県の課税実績がない場合は誓約書（様式第6号）
- ⑥ 複数の者がグループを構成して申請する場合、共同企業体協定書（様式任意）及び共同企業体届出書（様式第7号）

#### イ 受付期間・受付時間

令和6年4月15日(月)から4月30日(火)まで（土日祝日を除く）の午前9時00分（15日のみ午前10時00分から）から午後5時00分までとする。

#### ウ 提出方法

持参、郵送かつ電子メールによる。

電子メールを送付する際には、件名を「2025 大阪・関西万博への学校単位での無料招待事務局運営業務に関する提案」とし、提案書は1つのファイルに結合し、かつ、全ての提出書類を1つのフォルダにまとめたうえ、その容量の合計を原則10MB以下とすること。

なお、電子メールを送付する際には事前に電話により申し出ること。

また、持参及び郵送の場合は正本1部、副本6部（コピー可）を上記イの受付期間内に必着することとし、発送後であっても、未着の場合は期限内の提出がなかったものとみなす。

#### エ 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

#### オ その他

兵庫県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

## 5 応募者が1者である場合の措置

- (1) 応募者が1者であっても、企画審査を実施する。
- (2) 期限までに応募がなかった場合は、再度公告し、企画提案に関する書類の提出期限を延長する。  
この場合、必要に応じてスケジュールの変更を行うものとする。

## 6 受託者の選考

### (1) 選考方法

下記①～⑤に示す評価の観点に基づき企画提案の内容、事業の実施能力等について、提出のあった事業者からの説明等を踏まえ、審査委員会で審査の上、契約候補者を選定する。

- ① 〔企画提案内容〕・業務遂行に必要な実施体制となっているか、スタッフ数・電話回線数等は妥当か
  - ・履行期間内に業務を着実に遂行できるスケジュールとなっているか
  - ・どのような意向調査項目を設定するのか
  - ・どのような意向調査結果の集約・管理データベースを作成するのか
  - ・万博IDとチケットIDの紐づけ作業及び博覧会協会との予約・調整業務をどのように行うのか、余ったチケットIDの処理はどのように行うのか

- ・観光バスの調達・割付について
- ・各学校の教育担当者への利便性及び業務の効率性について
- ②〔業務実績〕 ・過去に同種又は類似の事業実績があるか
- ③〔創意工夫〕 ・意向調査に係る説明会の実施方法及びスケジュール等
- ④〔見積額〕 ・事業費の積算は妥当か

審査結果については、参加者に対して電子メールにて速やかに通知するとともに、兵庫県のホームページで公表する。(令和6年5月上旬を予定。)

## (2) 注意事項

事業実施においては、提案内容をベースに実施することとするが、内容及び時期については、兵庫県と提案者で協議のうえ変更する場合がある。

また、提案者の提示額は、提案に当たっての目安(上限)となる額であり、契約額は公募型プロポーザル実施後に別途締結する委託契約書によるものとし、提案者が提示した額とは必ずしも一致しない。

## 7 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。
- (2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- (3) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- (4) 提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提案内容の著作権は提案者に帰属するが、受託者の選定のため、提出された提案書の写しを主催者が作成し、使用することがある。
- (6) 企画に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意のうえ、関係者とトラブルがないようにすること。
- (7) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。
- (8) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
  - ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
  - イ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
  - ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
  - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
  - オ その他、審査委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
- (9) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること。(この場合、次順位の者と契約を締結する。)
- (10) 参加申請手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届(様式第5号)を提出すること。
- (11) 委託事業受託者は個人情報の取扱いについて責任を負うものとし、再委託する場合についても同様とする。

## 8 事務局

兵庫県企画部万博推進局万博推進課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 078-362-9114 (直通)

E-mail : banpakusuishin@pref.hyogo.lg.jp